

堺市屋外広告物条例に基づく大規模屋外広告物の事前協議について

これまで旧景観条例に基づき行ってきた大規模屋外広告物に係る事前協議手続きが、平成28年1月から屋外広告物条例に基づき行うこととなりました。手続き自体はおおむねこれまで通りです。

事前協議は、本市の景観をより良いものにするために、特に大規模広告物について申請者と本市との間で協議を行うものです。また、事前協議の対象規模にならない場合においても、屋外広告物を掲出する際には、建築物や周辺景観に調和した良質な意匠となるよう工夫することが堺市景観計画に定められています。屋外広告物を掲出する際は、良好な景観となるよう配慮してください。

1. 対象区域

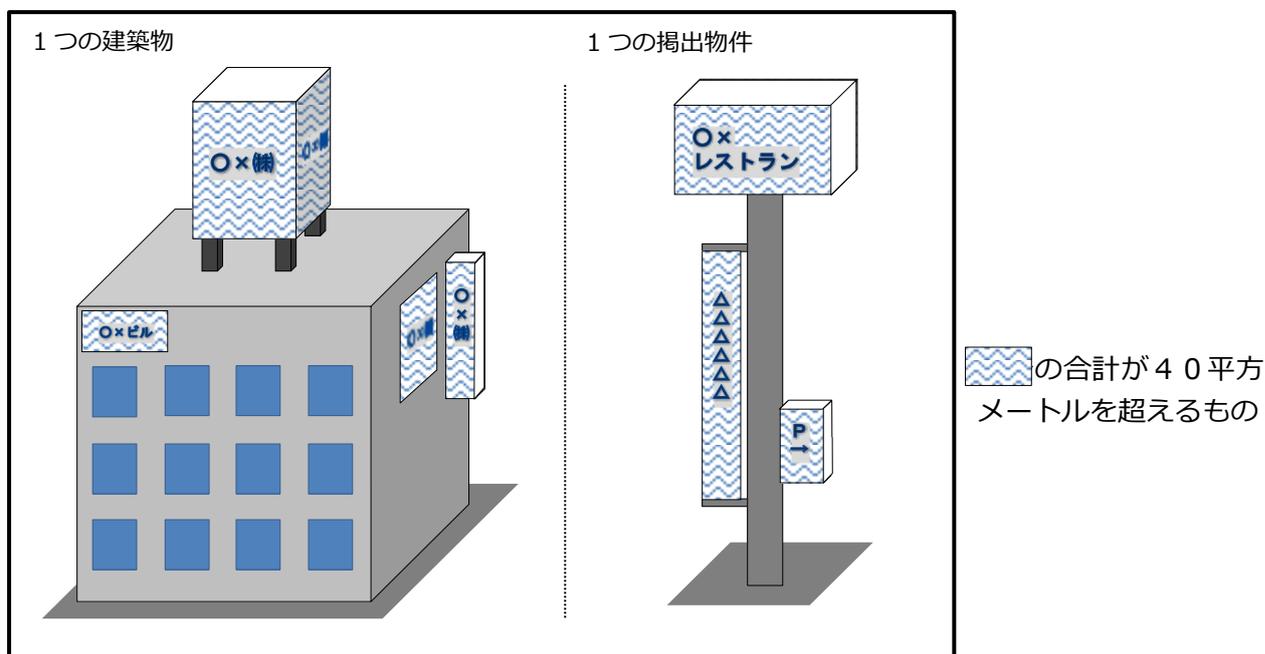
全市域

2. 対象行為

- ・屋外広告物の表示、移転もしくは色彩の変更
- ・屋外広告物を掲出する物件の設置、改造、移設、修繕もしくは色彩の変更

3. 対象規模

1つの「建築物」又は1つの「屋外広告物を掲出する物件」において、上記の対象行為となる表示面積の合計が40平方メートルを超えるもの



※事前協議では対象規模となった屋外広告物だけでなく、当該敷地にある他の屋外広告物や建物などとの調和を考慮した景観の協議となります。

4. 配慮事項

- (1) 表示しようとする広告物が建築物及び周辺の景観に調和し、かつ、全体として良質な意匠となるように工夫すること
- (2) 広告物の掲出位置、デザイン、色使い等に統一を図ること
- (3) 隣接する道路の沿道への掲出をできる限り控えるとともに、必要最小限の掲出とすること

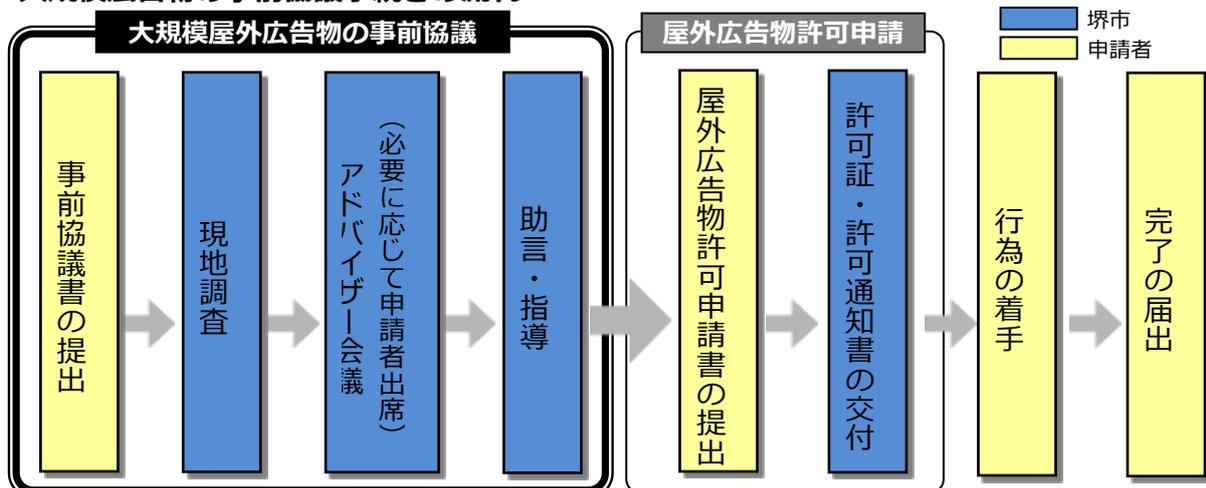
5. 事前協議に必要な図書

〔事前協議書（様式第6号）・添付図書（下表に示すもの）・委任状〕それぞれ正副2通を提出

添付図書	摘要
付近見取図	2,500分の1以上（白地図）
配置図	200分の1以上
各面の立面図（着色）	200分の1以上、マンセル記号を記載したもの
意匠図（着色）	マンセル記号を記載したもの
2方向以上の現況カラー写真	行為地及び周辺の土地、建物、道路等の状況を示すカラー写真
チェックシート	本市所定のもの（下記HPアドレスより、「7. 屋外広告物条例」の項目内、「申請書ダウンロード」をクリック）

- ※備考1. 「配置図」または「各面の立面図」を添付する場合において、当該広告物が建築物と一体をなすときは、建築物との位置関係が明らかとなる図書をあわせて添付してください。
2. 指定された縮尺による図書の添付が困難なときは、別途協議のうえ、その縮尺を決定するものとします。

6. 大規模広告物の事前協議手続きの流れ



※事前協議書の提出の際には、堺市屋外広告物条例の許可基準を確認してください。

（参考）色の表示方法

色彩を数値化する手法としてマンセル表色系があります。
これは日本工業規格（JIS）に基づく色彩の表示方法で、色相（赤、青、黄色などの色合い）、明度（色の持つ明るさ・暗さの度合い）、彩度（色の鮮やかさの度合い）の3つの属性により色彩を表示しま



（例）マンセル値の表示方法

【有彩色の場合】



【無彩色の場合】

